

入 居 者 利 用 料 徴 収 額 表

社会福祉法人 桐生療育双葉会

ケアハウス ふたば

令和8年4月1日より適用

		入 居 者 か ら の 利 用 料 徴 収 額 (月 額)			
対象収入による階層区分		サービスの提供 に要する費用	生 活 費	管 理 費	計
1	1,500,000円以下	10,000円	48,764円	4,747円	63,511円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000円	48,764円	4,747円	66,511円
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000円	48,764円	4,747円	69,511円
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000円	48,764円	4,747円	72,511円
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000円	48,764円	4,747円	75,511円
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000円	48,764円	4,747円	78,511円
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000円	48,764円	4,747円	83,511円
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000円	48,764円	4,747円	88,511円
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000円	48,764円	4,747円	93,511円
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000円	48,764円	4,747円	98,511円
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000円	48,764円	4,747円	103,511円
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000円	48,764円	4,747円	110,511円
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000円	48,764円	4,747円	117,511円
14	2,700,001円以上	70,992円	48,764円	4,747円	124,503円

＊「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

＊夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合算額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用の徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からのサービスの提供に要する費用の徴収額(月額)とする。この場合100円未満は切捨てとする。

＊入居者からのサービスの提供に要する費用の徴収額の70,992円との差額は、県の助成金で充当されます。

＊生活費については、11月から3月までの間地区別冬期加算額として別途2,710円が加算されます。

＊上記利用料は県の基準により改正されることがありますので、予めご了承ください。

＊自室で使われる電話代、電気料、水道料等は、自己負担となります。

＊その他、特別なサービスに要する費用は別途徴収させていただきます。

1 対象収入の考え方

ケアハウスの収入認定は、群馬県の軽費老人ホーム収入認定の手引き・国の通知に準拠しています。
所得税と関係するところが多くありますが、収入とする金額が必ずしも所得税（確定申告）の考え方と一致する訳ではありません。

以下の申請・提出していただく書類により、群馬県の補助金額が決定しその差額が利用料となります。

対象収入＝前年（１月～１２月）の収入（収入に認定しないものを除く）－必要経費

※基準年…１月～６月は前々年分、７～１２月は前年の収入を基に算定

（前年の収入により決定した利用料は、７月利用料から翌年６月利用料となります）

2. 収入

R6.1改定

収入	具体的な内容(例)	添付資料
(1) 年金・恩給等の収入	(雑所得・給与所得・事業所得)	
	1.国民年金 公的年金（基礎・遺族・障害・恩給等）	年金振込通帳、源泉徴収票、年金振込通知書
	2.労働者災害補償保険（労災・休業補償給付、障害補償年金等）	支払通知書
	3.企業退職年金	源泉徴収票
	4.私的年金保険（個人年金保険）	保険会社の支払通知
	5.事業収入	確定申告書
	6.勤労収入（給与所得、役員報酬）	源泉徴収票
	7.雇用保険（失業給付の基本手当）	支払通知書
(2) 財産収入	（不動産所得）1.家賃・地代（土地の貸付、貸家業）	課税証明書、確定申告書等
(3) 利子、配当収入	1.預貯金、公社債利子（確定申告した場合のみ） 2.配当所得、株式、投資信託等	確定申告書
(4) その他の収入	1.譲渡所得 土地・建物の売買、株式等の譲渡	確定申告書、売買契約書
	2.一時所得 生命保険の満期保険金、死亡保険金の一時金、解約返戻金等（一時金で受給するもの）	保険会社の支払通知、支払調書 （保険金と払込保険料がわかるもの）
	3.山林所得	確定申告書
	4.雑所得 講演料、原稿料	確定申告書
	5.相続・遺贈又は個人からの贈与 配偶者の死亡後、入居者が受取った配偶者の年金や還付金	相続税、贈与税申告書等、金額がわかる書類
	その他、群馬県軽費老人ホーム収入認定の手引きより	

3. 必要経費・・・（納税通知書、領収書等を添付）

- (1) 所得税、住民税、相続税、贈与税
- (2) 医療費（医薬品購入費を含む医療を受けるのに通常必要とされるもの、ただし保険金等で補填される金額及び入所前の医療費は除く）
- (3) 社会保険料又はこれに準ずるもの（健康保険料、後期高齢保険料、介護保険料、労働保険料等）
- (4) 居宅介護サービス利用料（通所介護、短期入所、訪問介護、訪問看護等、食費、滞在費は除く）
- (5) その他の必要経費
 - ア．親族等が入居者の仕送りにより生活している場合に必要とされる生活費。
 - イ．災害により資産が損害を受けた場合において、これを補填するために必要とされる費用。
 - ウ．やむを得ない事情による借金の返済。

等その他詳細は群馬県軽費老人ホーム収入認定の手引きより

※毎年収入認定書類の提出の必要があります。対象収入により階層（利用料）が変更になる場合があります。**収入認定に関する申出書等の提出がない場合には、利用料を入居者利用料徴収額表の最高額とさせていただきます。**ご提出いただいた書類、聞き取りさせていただいた内容については、利用料認定の調査の為に群馬県へ提出することがあります。ご了承ください。